

職業紹介 手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	無料
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の40%を上限とします。 手数料負担者は求人者とします。 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の40%を上限とします。 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の40%を上限とします。 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の50%を上限とします。 及び活動実費と1日当たり20,000円を上限とします。 手数料負担者は求人者とします。 ※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途申し受けます。
返戻金制度に関する事項	当社におきましては、紹介就職者が早期退職した場合につきまして、求職者に対して紹介手数料の返戻金制度は、設けておりません。

北九州市八幡西区藤子2丁目1番9号

株式会社 ハ 波 瀬